

指宿市熱中症対策に資する現場管理費補正試行取扱い要領Q & A

Q 1 補正の対象工事は、どの工事が教えて下さい。

A 1 令和2年4月1日以降に契約した工事で、次の所管工事のうち主たる工事が屋外作業である工事です。

- ① 建設部所管工事（建築課除く）
- ② 水道事業部所管工事
- ③ 農政部所管工事

Q 2 補正対象工事であるかどうか、判断できない場合はどうすればよいですか。

A 2 特記仕様書に対象工事である旨の記載があるか確認してください。

すでに発注している場合等においては、発注者が工事打合簿（工事打合簿記載例①）で通知します。

Q 3 対象工事であれば、全て補正してもらえるのか教えて下さい。

A 3 補正を希望する場合が対象となります。

よって、観測地点等の協議を行った工事打合簿（工事打合簿記載例②）と、真夏日率を計算した工事打合簿（工事打合簿記載例③）の両方を提出する必要があります。

Q 4 工場製作の場合はどのように算定するのですか。

A 4 工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとします。

例えば、鋼橋製作・架設工事を一工事として発注した場合は、工場製作期間を除いた期間を補正の対象とします。

Q 5 工事一時中止した場合はどのように算定するのですか。

A 5 中止期間を除いた期間を補正の対象とします。

また、年末年始の6日間、夏季休暇3日間も工期に含みません。

Q 6 余裕期間契約方式の工事は、どのようになりますか。

A 6 余裕期間は、真夏日率の計算の対象としません。

Q 7 真夏日率の計算根拠となる観測地点はどこを基準とするのか教えて下さい。

A 7 指宿市においては、指宿市十町の観測所のデータを基準としてください。最高気温30度以上または暑さ指数（WBGT）25度以上のいずれかが対象となりますので、最高気温は気象庁のホームページ、暑さ指数（WBGT）は環境省のホームページを参照してください。